

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 環境課

許認可等の内容		墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可
根拠法令等及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条
	参考事項	栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条、4条、5条
	設定等年月日	平成24年 3月 7日設定 平成26年 3月 3日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(許可基準)</p> <p>栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則</p> <p>第2条 法第10条第1項の墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、これを許可する。</p> <p>(1) 使用者の増加又は区画整理等のため従来の墓地等が著しく狭あいとなり、地方公共団体が墓地等の経営をする場合</p> <p>(2) 宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人をいう。）が墓地又は納骨堂の経営を行うことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 山間等の市街地から遠く離れた場所で墓地の設置が全くなく、新設の必要が認められる場合</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、特別の理由により新設の必要があると認められる場合</p> <p>上記の他、細則第3条で定められている申請書添付書類等により、近隣の同意の有無や墓地需要の見込み、他法令の許認可、および申請者活動状況等を確認する。</p> <p>また、申請地が墓地経営する者の所有地であり、公衆衛生上の問題がないことや計画墓地の構造が要件を満たしているか等を確認する。</p>	